

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2 構造改革特別区域の名称

都市型大学推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

横浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

横浜市は、首都東京への近接性や日本有数の国際港の存在を背景に、京浜臨海部に代表されるような研究・技術開発等のものづくりの基盤的技術を有する産業が集積した、人口350万人を超える大都市です。幕末の開港以来、文明開化の発祥の地として、開放的、先進的な地域性を有し、進取の気概にあふれる人々が集まり、街が発展してきました。市民は新たな知識や技術の習得にも非常に熱心で、知的創造力の高い人材に富み、市内には26の大学のキャンパスが立地する他、民間研究機関も数多く集積し、理工系の分野を中心に産官学の連携も活発に行われています。

このように、横浜市は人材・産業面で様々なポテンシャルを有していますが、従来から懸念されていた市外就業率の高さ等の課題に加え、長期の景気低迷がもたらす雇用問題の深刻化、都心部機能の低下、開業率の低下、ものづくりを支えてきた京浜臨海部の空洞化等のさまざまな課題を抱えています。

横浜のポテンシャルを活かしてこれらの課題を解決していくためには、独自性を活かした競争優位の高い産業、ビジネスを発展させることが重要であり、そのためには創造性、柔軟性、積極性を有する人材を育成し、多様な主体を育てていくことが求められます。また、既に地域で活発に取り組んでいる企業、商店街、NPO間のネットワークを活かし、異種連携等を積極的に進め、既存の概念にとらわれない発想ができ、新技術・新産業の創出につなげることのできる人材・主体の育成も重要です。

具体的な地域経済活性化の取組みの1つとして、横浜市は「創業・ベンチャープロモーション」事業を立ち上げ、創業・ベンチャービジネス、コミュニティビジネスの促進、産学連携の推進により、創業・ベンチャー企業350社の新規立地を目指しています。しかし、現在のところ横浜市には上記ポテンシャルや支援策を活かす、「ベンチャービジネスを立ち上げる人材」や「それを支援する人材」を体系的に育成できる仕組みが存在しません。そこで、キャリア開発や実務的専門教育の実績が豊富な教育主体が大学経営に参入し、これらの人材をはじめ新技術・新産業の創出を担う人材を育成し、地域のニーズに応えていくことが期待されます。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 専門性や実務能力を有する人材の育成

横浜市内において、(株)東京リーガルマインドに代表されるキャリア開発や実務的専門教育の実績が豊富な株式会社が大学教育に参入することで、司法試験・公認会計士等のスペシャリストの育成に加え、さらに既存企業のニーズにあった、マーケティング、総務、コミュニケーション能力等のビジネススキルの向上、さらに、横浜市が進めている創業ベンチャープロモーション事業の目的とも合致する、ベンチャーを創業もしくは創業を支援することのできる人材の育成を進めます。

(2) 学生の選択肢の拡大

現在の資格試験予備校には、国公立の大学に籍を置く大学生も数多く通っています(いわゆるダブルスクール)が、時間的、経済的にも大変な負担となっています。また、学生の価値観の多様化により、大学生活を実学や専門知識を身につける貴重な時間ととらえる若年層も増加しています。(株)東京リーガルマインドの設置する大学では、従来の予備校経営とは異なり高度な研究教育機関である大学としての教育が受けられ、それにより卒業資格も取得できますので、経済的に恵まれないが意欲のある学生の前途の可能性が開けるなど、選択肢が増えます。

(3) 教育主体の多様化による質の向上

サービスの需要者である学生や社会人のニーズに敏感に反応できる株式会社が大学教育に参入することで、従来の大学では希薄になりがちであったキャリア開発教育に対する各大学の取組みが活発化し、全体の教育内容の質的向上やカリキュラムの多様化が促進されます。これらの取組みにより大学に対するニーズがさらに掘り起こされ、社会人がキャリアアップを目指し身近な大学で勉強できる機会が増えます。

(4) 都市機能の活性化

大学へのニーズの変化は、都心部における大学立地の必要性を高めています。地価・賃料が高く未利用地がほとんどない都心部に大学設置を促進していくためには、校地校舎の自己所有や運動場の設置、空地の確保等の規制を緩和し、大学が進出しやすい環境を整える必要があります。この取組みにより、従来の業務商業地区に新たに大学という要素が加わることで、人や情報の交流機能が充実し、都市の魅力を高めます。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 専門的実務能力を有する人材を育成し、起業支援を進め地域産業を活性化する

横浜市は「創業・ベンチャープロモーション」事業を総合的に推進しており、横浜ベンチャーフォーラムの開催や相談会を開催するほか、弁護士・弁理士・税理士等の専門家相談の実施(ビジネスエキスパート)や横浜起業家サポートディスクの

充実等の起業支援を進めています。

このような市の取組みに加え、今後は民間ベースでも、若年層が起業能力を身につけ積極的に創業に挑戦し、また法律、経営等の専門知識を武器に起業を支援できるような環境が必要ですが、キャリア開発教育に実績のある株式会社立大学のキャンパス設置を推進することにより、ベンチャービジネスを立ち上げる人材やそれを支援する人材の輩出を図ります。これにより、ベンチャービジネスの創出、地域産業の活性化を促進します。

(2) 市民の就業機会を高め、雇用状況を改善する

明日の横浜を担う若年層をはじめとする市民の雇用環境は厳しいものがあります。長引く景気低迷や雇用形態の変化、リストラ進行等を受け、新卒、30歳代から中高年にかけて厳しい就職状況に見舞われており、企業、社会のニーズに応えられる即戦力となりうる教育に対するニーズが高まっています。

これらの能力については、コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、ビジネスマナー等があげられていますが(厚生労働省調査)、ビジネスに関する実践的な教育について実績のある株式会社立の大学設置を推進することで、営業、財務、マーケティング、製造等企業内のあらゆる部門で横断的に通用しうるビジネススキルを身につけた人材育成を実現し、雇用状況の改善を目指します。

(3) 大学と都市の新しい関係づくりを目指す

知的資源である大学が、従来のように郊外部に大規模なキャンパスを設置し若者だけを呼び寄せるのではなく、多様な人々が集う都市と様々な形で共存していくことで、市民と大学が出会い、新しい横浜の文化の創造に寄与します。このような大学と都市の新しい関係づくりを支援することで、横浜の都市としての魅力をさらに高めていきます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による社会的効果

特区において実務専門的教育を行う株式会社立大学が設置されることにより、地域の教育が多様化し、既存の大学等との新たな協力・連携や競争が生まれ、地域全体の教育の質の向上が図られ、地域の課題解決に貢献する人材の育成が期待できます。

また、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が地域社会と交流し、地元企業における経営面でのアドバイザーや地域活性化のコーディネーターといった牽引的役割を果たすことによって、人材交流や産学連携の活性化が期待できます。

人材育成に関する具体的効果を大学卒業生数(見込み)で表してみると、専門性や実務能力を有する人材が、平成21年度以降5年間で約650人が卒業し、実社会において活躍することが期待できます。

(2) 学校設置による経済的効果

特区において株式会社立のキャンパスが設置されることによる直接的な効果としては、新たに学生が増加することにより、飲食、交流等の学校周辺の商圈の活性化、書籍・文具等の必要品の購入が増加することによる消費の増加が見込まれます。また学校設置に伴い、学校スタッフの増員が行われ、雇用創出につながります。さらに、初期投資として学校設置による内装・設備工事等が発生する他、オフィスビルの需給が改善します。

間接的な効果としては、特区においてキャリア開発教育を行う株式会社立大学が設置されることにより、実践的な人材教育を受けた卒業生達が輩出され、即戦力を持つ人材が就職先の会社における労働生産性の向上に大きく貢献し、地域企業の活性化に寄与します。

直接的な効果の査定は、既存の資格試験指導学校に代わり株式会社立の大学が1校新設されることにもなって増加する消費について試算します。

本科生（大学生）として、一学年に新規入学生として100名程度入学するものと見込まれ、4年目には編入生も含め500名程度の学生数が見込まれます。これらの学生が、1ヶ月1名あたり、食費、書籍、文具、家賃（一部の本科生が自宅外通学と想定）等により5万円の消費をなすと仮定すると、4年目には月額2500万円となり、年額に換算すると、学校周辺の商圈において、3億円の消費（A）が見込まれます。

大学教職員は、4年間で90名程度のスタッフが追加雇用されることを見込んでいます。教職員の年収の平均を350万円とすると、消費+貯蓄(=投資)は、4年目には90人×350万円=3億2000万円(B)となります。

により、大学開設後4年目以降、直接の経済効果として、消費+貯蓄(=投資)は、概ね6億円(A+B)となるものと考えられます。

8 特定事業の名称

- ・816 学校設置会社による学校設置事業（別紙 参照）
- ・801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（別紙 参照）
- ・828 運動場にかかる要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）
- ・829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 大学・都市連携推進事業の実施（16年度新規事業）

横浜には26の大学のキャンパスが立地していますが、これらの大学と横浜市が連携協力を進めることにより、大学の持つ知的資源が市民や市内企業と結びつき、地域の課題解決が実現するよう取り組んでいきます。具体的には、大学関係者との意見交換の実施や、重点施策の検討を進めます。特区により設置される大学とも連携を進めていきます。

(2) 政策の創造と協働のための横浜会議推進事業（16年度新規事業）

横浜市内に存する市民団体や大学、企業、研究機関等の多様な知的資源をネットワーク化し、政策課題や地域課題の解決を進めるため、政策課題に密着した共同調査研究の実施や、市民と研究者、市の各局区と研究者をつなぐ知的ネットワークの構築を図ります。特区により設置される大学も重要な知的資源であり、積極的な参加を呼びかけます。

(3) その他

非「成長・拡大」の時代を迎え、地域の課題も多様化し、その解決の主体も手法も多岐にわたっていることから、市と多様な主体が自主性を尊重しながら協働し質の高いサービス提供をすることが必要です。大学教育について株式会社にも担い手を広げるといふ今回の取組は、本市のこの協働の理念に沿ったものです。

また、市では国際的な研究開発拠点の形成を目指し、横浜サイエンスフロンティア（鶴見区末広町地区）の整備促進を進めています。ここでは、理化学研究所「横浜研究所」や市立大学鶴見キャンパスが立地し、ライフサイエンス分野の最先端の研究が進んでいます。さらに、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材を育てることを目的とした（仮称）市立科学技術高校を横浜サイエンスフロンティアに整備します。このように、地域に科学技術やものづくりに秀でた人材育成に加え、高度に専門的な実務教育を受ける場が増えることにより、新技術・新産業の創出が推進されます。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

横浜市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

横浜市において長年高度な職業専門教育を行ってきた株式会社東京リーガルマインドが設置する大学が認可された場合、専門的実務能力を有する人材を育成し、起業支援や地域産業を活性化するという地域のニーズに応えていくことができます。これまで同社は司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、同社の設置する大学は、新規産業を担う人材や起業家を育成し、また市民の魅力ある生涯学習拠点となっていくことが期待できます。同社は、専門実務を意識した高度な職業教育を行ってきた実績があり、大学教育の内容を十分に提供できると考えられます。

また、これまで、法人税等を納めつつ大学同様の教育を、助成金等を受けずに行ってきており、経営基盤に問題はありません。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われています。万一、経営支障が生じた場合においても、経営支障が予見できた段階での学生の募集停止、募集停止後の就学保証、転入学に関する情報提供等具体的セーフ

ティーネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性および適合性が認められます。

なお、同社はすでに千代田区と大阪市で大学を開校し、また新宿区と松山市で17年4月に大学を開校することを予定していることから、それらの自治体と密接な情報交換を行い、必要な調整を行います。また本市においても経営状況の把握に努めるとともに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、市の担当窓口をあらかじめ決めておき、近隣の大学等の転入学に関する情報収集や協力要請に努めます。また、支障が生じた場合には相談窓口を設置し、情報の収集・提供など学生の立場に立った対応を行います。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

横浜市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドが大学設置を希望する横浜市の都心部においては、専門的実務能力を有する人材を育成し、起業支援や地域産業を活性化するという特段のニーズがあります。しかし、当該地域において校地・校舎を自己所有することは以下の理由により困難であると認められます。

本計画の事業主体は株式会社ですが、株式会社は学校法人と違い、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入し、市場原理に基づいて事業を行っています。一方、同社が大学を設置しようと考えている地域は、建物が集積し地価が非常に高い横浜駅近辺の中心市街地です。

このような地域において、市場原理に基づき事業を行う場合、オフィスのテナントを借り受けて事業を営むのが通常であり、校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的に過大な負担とリスクを負うものです。このような地域においては、同社が施設を自己所有することよりも、その資金を教師陣や教育内容の充実に充てる方が、地域のニーズに合致し有益と考えられます。

また同社はスカイビルのフロアを賃借していますが、賃料支払い遅延、使用方法等についてのトラブルは全くなく、賃貸主とはきわめて強固な信頼関係を築いてきた実績があります。今後も賃貸主による更新拒絶や解約等により施設を使用できず学校運営に支障をきたす可能性はきわめて低いほか、万が一解約等が発生しても契約により契約終了までに相当の猶予期間が設けられているので、移転先の確保も問題ありません。

したがって、本計画を実施するにあたって、同社が自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であり、校地校舎の借用でも大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認めます。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

横浜市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドが大学を設置しようと考えている地区は、建物が集積し地価が非常に高い横浜駅近辺の中心市街地ですが、このような地区において、運動場として利用できるだけの面積の用地を確保することは非常に困難であり、かつ非常に高額な運営経費が必要となります。

しかし、同社がこの地区に大学を設置することにより、専門知識の取得等自己のキャリア開発に意欲的な社会人が学びやすい環境が実現する他、従来の業務商業地区としての機能に新たに大学という要素が加わることで、都市部の魅力の向上につながる、等の地域のメリットがあります。

また、同大学は高度な専門職業教育を行う機関として、カリキュラムにおいて体育の授業を必須とする予定はありません。ただし、他方で運動を希望する学生も想定される他、大学は高度な学術・研究教育を行うことに加え、人格の研鑽を行うことを目的としていることを鑑み、学生が必要とする運動を行うことができるような措置が必要です。

このため、大学の目的に沿ったものとなるよう、学生のニーズに沿って学外運動施設と提携することにより、運動場を設けることと同様と認められる措置を講じ、運動場を設けなくても運動を行いたい学生に不利益が生じない配慮することとしています。以上により、本計画を実施するにあたって、同社に運動場の設置を求めることは困難である特別の理由が認められ、運動場の設置を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認めます。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

横浜市の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドが大学を設置しようと考えている地区は、建物が集積し地価が非常に高い横浜駅近辺の中心市街地ですが、このような地区において、「学生の休息・その他に利用するのに適当な空地」のようなスペースを校舎とは別に確保するのは非常に困難な状況にあり、かつ非常に高額な運営経費が必要となります。

しかし、同社がこの地区に大学を設置することにより、専門知識の取得等自己のキャリア開発に意欲的な社会人が学びやすい環境が実現する他、従来の業務商業地区としての機能に新たに大学という要素が加わることで、都市部の魅力の向上につながる、等の地域のメリットがあります。

また、校舎内において学生の休息・その他に利用するのに適当な環境が確保されていれば、それとは別に空地が確保されていなくても、学生にとって、休息、その他に利用する環境が整うと考えられます。具体的には、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられます。

以上により、本計画を実施するにあたって、同社に空地の確保を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の確保を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認めます。